

山梨県立大学における多様なメディアを高度に利用して行う授業の 教材に関する著作権等の取扱規程

(平成29年4月1日制定 大学第2218号)

(目的)

第1条 この規程は、山梨県立大学(以下「本学」という。)において教育用として使用する目的で創作された多様なメディアを高度に利用して行う授業の用に供するための教材(以下「メディア授業教材」という)及びその利用許諾に関する取扱いについて、著作権法(昭和45年法律第48号)に定めるもののほか、本学において必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規程においてコンテンツとは、本学に勤務し、教育研究に従事する職員(以下「教職員」という。)が、本学において教育用として使用する目的で創作したメディア授業教材をいう。

(著作権者)

第3条 コンテンツの著作権は、創作した教職員(以下「著作権者」という。)に帰属する。

(利用の許諾)

第4条 著作権者は、創作したコンテンツについて、本学に対し次に掲げる利用(単位互換科目としての利用を含む。)を無償で許諾するものとする。

- (1) 印刷物の作成・無料配布
- (2) CD-ROMへの複製・無料配布
- (3) サーバーへの蓄積・送信
- (4) ホームページへの掲載
- (5) その他本学において必要とする利用

(利用許諾期間)

第5条 前条の利用許諾の期間は、原則として、著作権者が本学に在職する期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、本学が教育上必要と認めたときは、著作権者の同意を得て期間を延長することができる。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、コンテンツの著作権及び利用等の取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。